

## ～ポートメッセなごや駐車場のご利用に関する注意事項～

平成29年3月より駐車場システムを改変いたしました。それに伴い精算方法等が一部変更になりましたので、以下にポートメッセなごや駐車場ご利用に関する注意事項を示します。

### ◆入口発券機利用について

駐車整理券を必ずお取り頂き、入口ゲートバーが上昇した後、お進みください。駐車整理券は出庫時に必要になります。

### ◆駐車整理券に関する注意点

駐車整理券を必ずお持ちになって降車してください。事前精算時に駐車整理券が必要になります。

### ◆駐車料金の精算方法

#### ○事前精算

- ・出庫前に事前精算機にてご精算をお願いいたします。その際、精算済の駐車整理券の取り忘れにご注意ください。取り忘れ等による紛失の際は最大料金にて再度お支払いいただきます。尚、領収書のみでの出庫はできません。
- ・精算後は速やかに出庫してください。精算後より出庫まで時間を要した場合には追加料金が発生いたします。

#### ○出口精算機

- ・出口精算機にて精算も可能ですが、出庫に時間を要するため、事前精算機での料金精算にご協力をお願いいたします。

### ◆駐車整理券の紛失

#### ○管理事務所の営業時間中（8：45～17：15）

万が一、駐車整理券を紛失された際は、ポートメッセなごや管理事務所（交流センター1F）にて再発行いたします。この場合、当日最大料金（平日1,000円、土日等1,500円）となります。

#### ○管理事務所の営業時間外及び出口精算機における対応

管理事務所営業時間外及び出口精算機前（出庫ゲート）にて紛失を確認された場合は、出口精算機の正面左寄りにある駐車整理券紛失用のボタン（緑色）を押してください。この場合、駐車場最大料金（1,500円）をお支払いいただきます。

### ◆車両留置の禁止

ポートメッセなごや立体駐車場は営業時間終了後の留置ができません。営業時間内に必ず出庫してください。

◆障害者手帳をお持ちの方

次のいずれかの交付を受けている方が運転又は同乗している自動車を駐車する場合は、駐車料金が免除となります。駐車整理券を持って、管理事務所までお越しください。

- ①身体障害者手帳 ②戦傷病者手帳 ③被爆者健康手帳 ④障害福祉サービス受給者証
- ⑤精神障害者保健福祉手帳若しくは愛護手帳又は特定医療費受給者証
- ⑥地域相談支援受給者証若しくは移動支援・地域活動支援受給者証